

京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定実施要領（以下「要領」という。）第8条第1項第2号の規定に基づき、簡易公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行いますので、次のとおり公募します。

平成26年7月4日

京都市長 門川 大作

## 1 業務内容

### (1) 業務名称

楽只市営住宅における空き店舗を活用した賑わい創出事業委託

### (2) 履行期限

契約の日から平成27年3月31日まで

### (3) 成果物納品場所

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課

## 2 プロポーザルに関する説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

次の各号に定める期間及び場所において、プロポーザルに関する説明書を交付する。

### (1) 交付期間

公告の日から平成26年7月14日（月）までとする。ただし、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、交付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

### (2) 交付場所

ア 郵便番号 604-8571

イ 住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎5階）

ウ 交付者 京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課 北部事業担当

エ 電話番号 075-222-3663

### (3) 交付方法

交付方法は手渡しとし、これ以外の方法（郵送、FAX、電子メール等）による交付は行わない。

### 3 受託候補者に求める資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 当該業務と同種又は類似の業務について実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告の前日10年以内に業務を完了したものに限り。  
同種業務：空き店舗を活用した賑わい創出事業  
類似業務：賑わい創出事業
- (3) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許等を受けて当該営業を営んでいること。
- (4) 京都市の市民税、固定資産税、水道料金、下水道使用料を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動、選挙活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

### 4 参加希望申出書の提出期限、提出場所及び提出方法

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次の各号に基づき参加希望申出書等を提出すること。

#### (1) 提出書類

提出に当たっては、各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。

- ア 参加希望申出書（要領第1号様式）
- イ 業務実績調書（要領第2号様式）
- ウ 配置技術者調書（要領第3号様式）
- エ 誓約書（別紙）

#### (2) 提出期限

平成26年7月14日（月）までとする。

なお、受付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

#### (3) 提出場所

2の(2)と同じとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送するものとし、これ以外の方法（FAX、電子メール等）による提出は受理しない。郵送による場合は、提出期限までに確実に配達される手段を採り、期限までに配達されたことを電話にて確認すること。

提出部数は10部とし、9部は左上1箇所にはホッチキス留め、1部はクリップ留めとする。

5 受託候補者としての資格を確認した結果についての通知及びその理由

(1) 資格の確認結果の通知方法及びその時期

確認結果は、4の(1)に掲げる書類を受領した日から休日を除く7日以内に、書面により参加希望申出書の提出者に通知する。

(2) 資格がないと認めた理由の説明

参加希望申出書の提出者は、(1)の通知を受領した日から休日を除く5日以内に書面により、資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く5日以内に書面により行う。

6 技術提案書の提出期限、提出先及び提出方法

上記5の手続により、当該業務に係る受託候補者としての資格の確認を受け、資格を有する旨の通知を受けた者は、次の各号に基づき、技術提案書を提出すること。

(1) 提出書類

技術提案書等（要領第4号様式から第8号様式まで）

(2) 提案事項

まちづくりに関心のある多くの人を呼び込み、様々な世代や分野の人が楽しく参加し交流できる賑わい創出事業を検討するに当たり、工夫する内容の提案

(3) 提出期限

平成26年7月29日（火）までとする。

なお、受付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出場所

2の(2)と同じとする。

(5) 提出方法

持参するものとし、これ以外の方法(郵送、FAX、電子メール等)による提出は受理しない。

提出部数は10部とし、9部は左上1箇所にはホッチキス留め、1部はクリップ留めとする。

7 受託候補者の選定方法及び基準

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定委員会において、提出された技術提案書により行う。なお、受託候補者としての資格を有する者が1者の場合は、本件プロポーザルは不成立とする。

(2) 評価項目

ア 配置技術者の実績等

- a 統括責任者の過去10年間の同種又は類似実績
- b 統括責任者の手持業務の件数
- c 担当者の過去10年間の同種又は類似実績
- d 担当者の手持業務の件数

イ 業務実施方針等

- a 業務の理解度
- b 業務実施手法の妥当性

ウ 提案事項等

- a 提案の的確性
- b 提案の独創性
- c 地域への貢献度
- d 人のつながりの創出

e 提案の成果達成の期待度・実現性

エ 見積価格

(3) 最低制限価格等について

ア 最低制限価格については、予定価格の2/3とする。

イ 「業務実施方針等」及び「提案事項等」の評価点（以下「本評価点」という）の合計が、本評価点の最高得点の合計の1/2以下の場合、受託候補者（次点を含む）に選定しない。

8 受託候補者の選定結果の通知方法及びその時期

(1) 通知の方法

選定結果については、6により技術提案書を提出した者に対し、平成26年8月5日（火）までに、書面により通知する。

(2) 選定されなかった理由の説明

(1) の通知を受領した日から休日を除く7日以内に書面により、選定されなかった理由について説明を求めることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く7日以内に書面により行う。

9 その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)